



平成30年度 滋賀県無料Wi-Fi設置事業費補助金

申請の手引き

平成30年5月

目次

| | |
|-------------|----|
| 1 趣旨 | p1 |
| 2 対象となる事業者 | p1 |
| 3 対象となる施設 | p1 |
| 4 対象となる事業 | p1 |
| 5 対象となる経費 | p1 |
| 6 補助金額 | p2 |
| 7 事業期間 | p2 |
| 8 申請受付期間 | p2 |
| 9 申請窓口 | p3 |
| 10 申請様式 | p3 |
| 11 交付の決定 | p3 |
| 12 申請・交付の流れ | p4 |
| 13 注意事項 | p4 |
| 14 その他 | p6 |
| 15 お問い合わせ先 | p6 |

1 趣旨

滋賀県では、無料Wi-Fi環境の充実による観光・産業等の振興のため、県内において観光関連施設等の設置または管理を行う民間事業者等に対し、無料Wi-Fiアクセスポイント設置にかかる初期費用等について、予算の範囲内で補助をします。

2 対象となる事業者

滋賀県内において、自らの費用負担で、「びわ湖FreeWi-Fi*」のアクセスポイントを設置しようとする個人または団体(大企業・市町を除く)です。

*びわ湖FreeWi-Fiとは
滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会が滋賀県域の統一ブランドとして整備を促進する無料Wi-Fi

3 対象となる施設

県内に設置されている観光施設、宿泊施設、飲食業施設、商業施設、交通施設等の観光客の利用が見込まれる施設を対象とします。

ただし、施設の従業員や施設の関係者のみが使用する場所への設置は、補助の対象となりません。

また、風俗営業および性風俗関連特殊営業を行う施設は補助の対象となりません。

4 対象となる事業

補助金の対象は、「びわ湖FreeWi-Fi」を利用することができるアクセスポイントを新設または増設しようとする事業です。

ただし、補助金交付申請書の提出時に、着手済みの事業は補助の対象となりません。

また、他の補助金、助成金等の対象事業は、補助の対象となりません。

5 対象となる経費

「びわ湖FreeWi-Fi」のアクセスポイントを新設・増設にかかる以下の経費のうち県の認めた経費を補助金の対象とします。ただし、平成31年3月31日までにその経費の支払いが完了するものに限ります。

また、事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類により支払者、金額等が確認できる経費のみが補助の対象となります。

◆機器整備費

- ①アクセスポイントの購入または利用にかかる経費
- ②給電HUB、LANケーブルの購入にかかる経費
- ③その他Wi-Fi環境の整備に必要と認められる機器およびソフトウェアの購入費

◆設定費および設置工事費

- ①アクセスポイント初期設定費
- ②電源設置および電気配線工事費
- ③通信回線工事費
- ④その他Wi-Fi環境の整備に必要と認められる工事費

注) 次の経費は補助対象となりません

- × 電波調査費用およびコンサルタント費用
- × 既整備のネットワーク機器等の撤去費用・廃棄費
- × 消費税および地方消費税相当額
- × 電力料金
- × インターネット接続料金（プロバイダとの契約料および通信料）

6 補助金額

補助金額は、以下にしたがって算定します。

- ◆補助金額は、補助対象経費の1/2以内とします。（千円未満切り捨て）
- ◆アクセスポイントの設置1基あたり2万5千円以内とします。
- ◆申請者1者あたりの補助対象アクセスポイント設置上限数は、10基以内とします。

7 事業期間

（1）事業の着手時期

補助金交付決定通知を受けてから、着手した事業が補助の対象となり、この通知以前に着手済の事業は補助の対象となりません。「着手」の実例は、次のとおりです。

- ◆アクセスポイント等のWi-Fi環境の整備に必要な機器等の購入または設置
- ◆機器の設定および設置工事の実施
- ◆電源設置、電気配線工事、通信回線工事等のWi-Fi環境整備工事の実施
- ◆上記の3項目にかかる契約の締結

（2）事業の完了時期

平成30年3月31日までに設置したアクセスポイントで「びわ湖FreeWi-Fi」のサービスを開始すること、かつ、指定事業者等への支払いが同日までに完了することが、補助の条件です。

8 申請受付期間

補助金交付申請書の受付期間は、**平成30年5月22日(火)～平成30年10月12日(金)の午前9時から午後5時まで（土曜、日曜、祝日等の閉庁日を除く）**とします。

この期間外の交付申請は、いかなる理由があっても受付しません。また、申請件数が多く、予

算超過が明らかとなった場合は、申請締切日を前倒し、受付期間を短縮することがあります。

交付申請書は、郵送または持参により提出願います。郵送の場合は、消印の日付をもって提出日と取り扱います。ただし、消印のない郵便（料金後納郵便等）の場合は、郵便物が情報政策課に到着した日を提出日として取り扱います。

なお、不足の書類があった場合は、すべての書類が提出された日を申請受付日とします。

9 申請窓口

申請は、県情報政策課で受け付けます。郵送での申請もできます。申請書と添付書類の提出部数は1部です。

申請先

情報政策課 地域情報化係

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号（滋賀県庁新館6階）

電話 077-528-3380

10 申請様式

申請様式(補助要綱)は滋賀県県民生活部情報政策課Webサイトでダウンロードできます。サイトのURLは、http://www.pref.shiga.lg.jp/c/it/chiiki/wi-fi_hojo.htmlです。申請に必要な書類は次のとおりです。

- ◆補助金交付申請書
- ◆事業計画書
- ◆アクセスポイントの位置を図示した図面
- ◆補助対象施設の概要が確認できる書類
- ◆補助対象経費が確認できる書類
- ◆県税に未納がないことの証明
- ◆誓約書

* 上記の他に、上記の内容を確認するために必要な書類の提出をお願いする場合があります。また、申請の受理後に追加の書類を提出していただく場合があります。

11 交付の決定

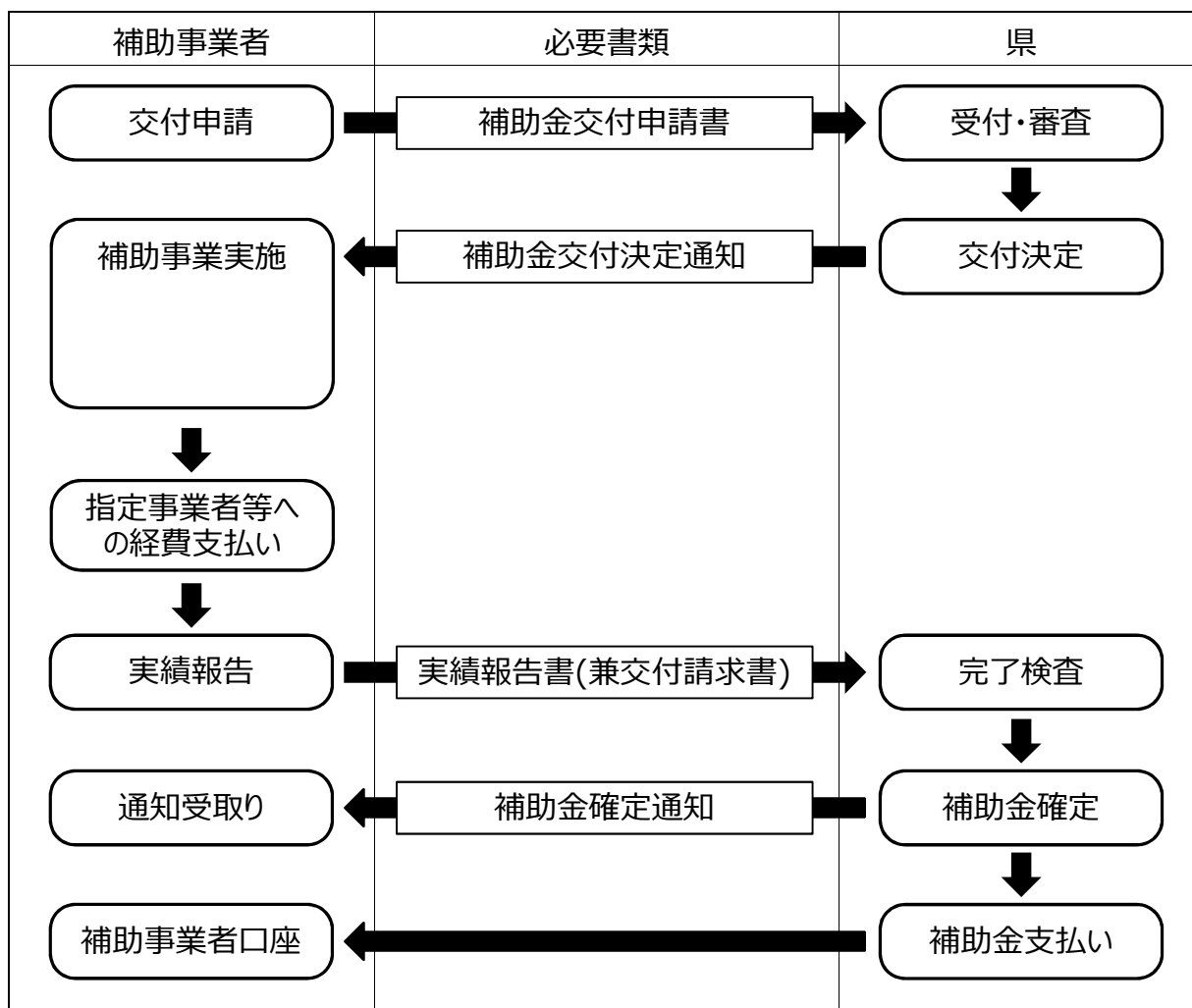
受付日順に順次審査を行い、交付申請の内容が適正であると認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、決定通知をします。

補助申請額の総計が予算額に到達した日に提出のあった申請書については、抽選により審査の対象を予算の範囲内で決定することとし、抽選にもれた交付申請書は返却します。

また、受付終了後に提出された交付申請書についても返却します。

12 申請・交付の流れ

申請から補助金交付までの流れは下の図のとおりです。



13 注意事項

(1) 申請者が満たすべき要件

- ◆ 県税に未納のある者は、補助金の交付申請をすることができません。補助金交付申請にあたっては、必ず、「県税に未納がないことの証明書」を添付して下さい。証明書は、各県税事務所で発行します。
 - * なお、県税を課税されていない自治会等の団体の場合は、証明書の発行を受ける際に、団体名、代表者、所在地等が確認できる書類の提出を求める場合があります。詳しくは、各県税事務所にお尋ね下さい。
- ◆ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者は、補助金の交付申

請をすることができません。補助金交付申請にあたっては、必ず、誓約書に必要事項を記入して提出して下さい。提出がない場合は交付決定をすることができません。

- ◆ 次の資本金基準ならびに従業員基準のどちらも満たさない者は交付申請をすることができません。どちらか一方でも満たしていれば交付申請をしていただくことができます。

| 業種 | (下記のいずれかを満たすこと) | |
|-----------------------------------|------------------|-----------------|
| | 資本金の額又は 出資の総額 | 常時使用する 従業員の数 |
| ① 製造業、建設業、運輸業、 その他の業種 (②～④を除く) | 3億円以下 | 300人以下 |
| ② 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| ③ サービス業 (下記3業種除く) | 5000万円以下 | 100人以下 |
| ソフトウェア業、 情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 旅館業 | 5000万円以下 | 200人以下 |
| ④ 小売業 | 5000万円以下 | 50人以下 |

(2) 補助金の支払時期について

県は、実績報告書の提出を受けて、完了検査をします。事業の完了が確認され、補助金額を確定した後に、補助金をお支払いいたします。

(3) 消費税の取扱について

消費税及び地方消費税相当額については、補助金の対象となりません。事業計画書の作成にあたっては、事業費について、消費税及び地方消費税相当額を含めないで計算して下さい。

(4) 事業の変更手続きについて

補助事業の内容を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ変更の申請を行い、知事の承認を受ける必要があります。

軽微な変更とは、次のいずれにも該当しない変更をいいます。

- ・ 補助対象経費の総額の20%以上の変更
- ・ 設置対象施設の変更
- ・ 上記の他の計画内容の大幅な変更

事業内容に変更が生じる可能性がある場合には、早めに県の担当者まで御連絡ください。変更承認の手続を経ないで実施された事業に関しては、補助金を交付することができない場合がありますので、必ず事前に御相談ください。

また、交付決定後の増額変更はできません。

(5) 財産管理・運用

補助事業が終了した後も、今回の補助事業で取得した機器等を適切に管理し、補助金の目的に従って、効果的運用を図らなければいけません。

承認を受けて財産を処分したことにより収入を得た場合には、その収入に相当する額の全部又は一部を、滋賀県無料Wi-Fi設置事業費補助金交付要綱第21条第3項に基づき、県に返還する必要がありますので、今回の補助事業で取得した機器等を処分する際には、必ず事前に御相談ください。

(6) 書類の整理

見積書・施工仕様書・契約書など事業の実施を証する書類、請求書・領収書など経費の支出を証する書類がない場合には、補助金が交付できない場合があります。

また、補助事業に関する書類は、補助事業の完了後5年間保存しなければなりません。

(7) 補助金の返還

補助事業者が、補助金の目的外への流用や、虚偽の報告をした場合等においては、滋賀県無料Wi-Fi設置事業費補助金交付要綱第16条に基づき交付決定の取消し、また、同要綱第17条に基づく補助金返還の措置を取ることとなります。

14 その他

当補助事業により「びわ湖FreeWi-Fi」のアクセスポイントを新設・増設した場合、滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会推奨の「リダイレクトページ」がアクセスした際に表示されるよう、設定をお願いいたします。

15 お問い合わせ先

滋賀県 県民生活部 情報政策課 地域情報化係

直通電話 077-528-3380

ファクシミリ 077-528-4839

e-mail chiiki@pref.shiga.lg.jp

* Q&Aが次のWebサイトでダウンロード出来ます。(補助要綱、申請様式もあります)

http://www.pref.shiga.lg.jp/c/it/chiiki/wi-fi_hojo.html